

議 事 内 容

専務理事	第 77 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 77 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 18 名に対し 17 名の出席をいただいております。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が第 5 条・6 件のほか、「地域計画について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してからご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市(町)・〇〇委員と〇〇市(町)・〇〇委員をお願いします、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長	まず、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-1について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-2について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-3について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-4について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-5について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-6について、資料に沿って説明)
議長	農地法第5条関係6件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議長	はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	ここは圃場整備はされているのでしょうか。写真を見るとき綺麗な形になっているので。されているとすれば、財産処分とか土地改良区の意見がどうだったのかを教えてくださいたいのと、道路は左の方から一本大きな道路を通されるのでしょうか。左側の黒囲みの左側にも道路があるのでしょうか。

〇〇農業委員会 まず、土地改良がされているかということなんですけれども、ここは圃場整備がされていない地区になっております。ですので、2種農地の取扱いをしております。もう1点、通路についてですが、黒囲みの左の方に現在は6mの開発道路が1本通っております。そちらと接道して南北の市道に接続される計画になっております。

〇〇委員 こんなにきれいですけど圃場整備はされていないのですね。そしたら水の土地改良も入っていないということですか。

〇〇農業委員会 水の土地改良は入っていて、意見書は提出済みとなっております。

〇〇委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 3ページの図面で、左側の雑種地と今回の申請地の中間に道路のようなどころがありますけれど、これは活用されている道路ですか。

〇〇農業委員会 この分は水路になります。

〇〇委員 水路ですね。分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の仮植地及び資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 仮植地が 1,806 m²ありますが、これは農地法上どうしても転用しなければならぬということですか。
- 〇〇農業委員会 肥培管理をして、というような形ではないものですから、転用扱いになるということを知りて手続きをしております。
- 〇〇委員 一般的に、造園業の方は植林という形でされていると思います。仮植地と植林とはどこが違ふのですか。
- 〇〇農業委員会 永久にここに植える訳ではないので申請は仮植地になっているんですけど、かなり長期間植えてありますので植林でもよかったのかもしれませんが、いずれにしてもここから一度撤去されますのでこのまま申請を受けております。
- 〇〇委員 私の考えでは、これは一時転用でもよかったんじゃないかと思うのですが。今、営農型太陽光発電がありますが、あれは柱の部分だけ一時転用するんですよ。だから、これもそのような感じで受け止めて、わざわざ転用するのではなくて一時転用という形の方がよかったんじゃないかと思います。
- 〇〇農業委員会 申請が出てきた時点で、下の方に資材置場と書いているのですが、ここに建物が建ってしまったものですから、一時転用という形にはできないかなと思ひまして、通常の転用で出してもらっています。
- 〇〇委員 転用してもらふのはいいのですが、後のことを考えると、自分たち農業委員としてはなるだけ農地を活かしてもらいたいという意味でお伺ひしたところですよ。
- 議長 他にございませぬか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですよ、採決を採りたいと思ひます。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)

議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の介護保険施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	転用申請の理由の中に、建替用地ということで書かれておりますが、既存の施設は地図のどの辺りにありますか。それと、その再利用というのは考えられていないのですか。
〇〇農業委員会	既存の施設は、申請地から直線距離で南に200m位のところになります。建物が老朽化しており、雨漏り等がひどいということで聞いております。着工から完成まで3年程かかるということで、その間は既存の施設をそのまま利用される計画となっておりますが、その後の利用方法については現時点では確定していないということで聞いております。
〇〇委員	ありがとうございます。それと、後の案件にもありますが、調整池のことでちょっと伺います。今回調整池が714.62㎡ということですが、調整池の県の指針というか、規格があるのですか。
〇〇農業委員会	詳しくは把握していないのですが、今回の案件については1haを超えることから開発行為の事前申請がされております。その中で、県から調整池はある程度の面積で、ということを指定されているため、計画に載せているところです。面積に対してどれ位の調整池が必要というのは把握しておりません。

〇〇委員 実際は調整池を兼ねた駐車場という形で、スロープを作って少し低くするような形ですよね。

〇〇委員 いえ、違います。調整池は調整池で作る必要があります。日頃は水も溜まらないので利用されているだけです。

〇〇委員 面積に対して何%と決まっているのですか。

〇〇委員 面積ではなくて貯水量が決まっています。

〇〇委員 緑地帯を設けなさいというのとは全然意味が違うのですね。分かりました。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 土地改良区の意見書添付とありますけれど、どういった内容ですか。

〇〇農業委員会 周辺の農地所有者や水田・農道等に支障がないようにすることと、そのことを遵守するとともに、転用後に課題が生じた場合は誠意を持って対応することを条件に、異議ありませんという内容になっています。

〇〇委員 もう一つ、ここは暗渠排水とかそういった施設を国庫補助を受けてやっている地区ではないのですね。

〇〇農業委員会 農振除外の時に、その地区ではないことを確認しております。

〇〇委員 分かりました。

〇〇委員 資金計画について、借入金で18億円程となっていますが、補助金はないのですか。

〇〇農業委員会 予定されている補助金があるのですが、着工から完成まで3年かかる計画で、現時点では補助金の予算化ができていない段階ですので、県と協議した結果、補助金については確実な資金証明とは認められないということで、申請者にお伝えしたところ、融資で賄うということで今回の形になっております。

〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
〇〇議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の調整池及び倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	28ページの図面を見ても、どこが田、畑でどこが原野等なのかが分かりません。それから、31ページの航空写真を見ると、今回申請地の赤い枠の横の部分はもう開発されています。これを見てもどこが田、畑、原野なのかが分かりませんので、教えてください。
〇〇農業委員会	この分については、〇〇〇〇〇という企業が平成28年9月13日付けで農地法5条の許可をもらっています。その時も、物流関係の施設を設置する予定でした。許可を受けた後、造成までは終わっていましたが、経営の悪化等もあって、建物が建てられない状態で今まで事業を中断されておりました。それで今回〇〇〇〇が事業を継承するということで、まず変更承認申請を出され、事業の継承を受けて今回農地法5条の申請を出されています。
〇〇委員	28年に出されたのは別の会社なんですね。そこが結果的に売っているわけですか。
〇〇農業委員会	そういうことです。

- 〇〇委員 それは転売とは違いますか。土地開発して建物も建てないで横流しして。そういう受け止めでもしょうがないですね。図面を見ても、どこが田、畑、原野か分からない。あなた方は現地調査しているから分かるでしょうから、図面の中に落としてください。これで審議しなさいと言われても分かりません。
- 〇〇農業委員会 はい、気をつけます。すみませんでした。
- 〇〇委員 31 ページの図面で、赤囲みのところのどこが田、畑になりますか。
- 〇〇農業委員会 赤いところが農地になります。まず、北側の四角は全て田です。南側は畑になります。
- 〇〇委員 前に持っていた会社は潰れたのですか。
- 〇〇農業委員会 潰れてはいないです。
- 〇〇委員 土地転がしはよろしくないですね。例えば経済的に行き詰まって倒産したというなら別ですが、その会社がちゃんと動いていて、土地を中途半端に造成して転売するというなら完全に土地転がしですからね。それをここで加勢する訳にはいきません。なかなか判断が付かないんじゃないかな。そこはどうですか。
- 〇〇委員 会社が代わった経緯は役場で把握しているのですか。
- 〇〇農業委員会 事業計画変更の承認申請が出ております。経緯は先程申しましたとおり、造成までは終わったけれどその後立ち行かなくなったということで事業がストップしてしまったということです。
- 〇〇委員 そのストップしてしまった理由を説明してもらいたいです。例えばコロナで流通がうまくいかなかったとか、そこを説明してもらわないとなかなか納得できません。
- 〇〇委員 前の会社も流通業者ということですよ。
- 〇〇農業委員会 前の会社も流通の計画を立てておられました。

〇〇委員	開発したところをそのまま転売するわけですから、あまりいいことではないです。もう少ししっかり説明してもらわないと、転売を手伝うためにはいかないので、これはなかなか通せません。事の経緯とその当時の会社の状況がどうだったかで、やむを得ないということであれば転売した理由も付きますが、今の話では理由が付かないのではないのでしょうか。保留にしないとしようがありません。
議長	それでは、いろんなご意見が出ていますけれども、整理不足ということで、保留の形とさせていただくということで、皆さんよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	それでは、1ヶ月後にその辺りの状況や図面を整理して、もう一回お願いします。5-5については以上といたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の流通業務施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係6件のうち5件については、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答し、5-5については保留といたします。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「地域計画」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)

- 議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 農業委員会に予算は付いているのですか。今までの仕事に加えてするわけですから、職員を雇う等の予算措置はあるのですか。
- 〇〇委員 タブレットの予算は付いていますが今のところは付いていません。Q&Aを見ると、これを作らなかったからといって罰則はないのですが、いろんな事業で人・農地プランが要件になっているものについては、作らなかったら採択が難しいのではないかなという書きぶりがあります。施設を作ったり基盤整備をする場合に要件となってくるかと思しますので、JAや土地改良区の皆さまにはご協力をお願いします。
- 〇〇委員 9ページに農業用の利用を進める地区と保全管理を進める地区とありますが、この範囲というのは、〇〇市（町）であれば旧町村いっぺんに置くのか、地区で構えて小さく置くのか、それで大分違います。その辺はどうするのでしょうか。
- 〇〇委員 その辺は校区単位でもいいし、集落単位でもいいということで自由に決められます。
- 〇〇委員 タブレットで意向把握して目標地図を作るとありますが、端末の農地情報システムと農地台帳の連動がうまくいなくて両方入力しないといけない、そして税務の方とも年に1、2回情報交換をしながら所有者が代わったとか基礎データの更新が必要なわけですね。基礎データベースの集約・連携というのはものすごく大きな作業なんですよ。お金も人もいる。そういうところが簡単に情報連携できるようなところまで進んでいけば、書いてあるようにタブレットでできると思うのですが、その辺の農水省の考え方というのは整理されているのですか。末端はできなくて混乱しているという状況があります。
- 農業会議事務局 おっしゃるとおり、大半の農業委員会が二重管理や従来のシステムのみ動かしているというような状況で、事務局の作業が膨大になっているという現状です。
- 〇〇委員 そこを整理しないと、それがネックになって進まないということを懸念しています。确实なところを事務局に説明しないと、まだ担当者自体が本当にできるんだろうかと思っていないように私は受けているん

です。その辺を国に上げていただいて、少なくとも事務枠のところはしっかりとできるようにしてほしいと思います。

〇〇委員 耕作状況とか後継者の状況とかは、JAさんが一番把握しておられると思います。JAさんの協力がないと、行政だけではできないと思いますので、タイアップしながら進めたらよいかと思います。

〇〇委員 新規で水田に入る人はあまりいなくて、うちの法人でも定年後の方が何人かというところですが、そういう人は自分の農地だけで、他の農地を受けてくれません。農地を守れ守れというけれども、難しい状況です。

議長 地域計画については、10年後の目指すべき姿ということですが、それが本当に心配な時期にきているのは間違いありません。地域によっても格差がありますし難しい問題だと思っております。

議長 それでは、最後にその他の項目について、事務局よりお願いします。

農業会議事務局 (資料3により説明。)

議長 それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

専務 皆さま、お疲れさまでした。
次回は9月15日となりますので、ご予約をお願いします。

14時55分